

その他

提案事項名	該当頁
1 - 2級建築士にも門戸を開いてほしい～ 1
2 - 社会保険労務士に対する労働審判の代理権付与 1

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体 名(会社 名・団体 名)	制度の 官 庁
1	9月10日	10月9日	2級建築士にも 門戸を開いてほ しい～	<p>構造設計一級建築士証を申請するには 一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了することとされております。</p> <p>2級建築士にも講習受けることができるように門戸を開いてほしいと思います。</p> <p>それと木造建築物に関しては現実的に設計や施工の関わっているのはほとんど2級建築士で規模が大きくなると2級建築士では設計できないので、1級建築士が受注して下請けで2級建築士が図面や現場に携わっているのが現状です。</p> <p>木造に関しては規模にかかわらず2級建築士に設計できるようにした方が現状に合っていると思います。</p> <p>1級建築士と2級建築士の間が大きすぎます。</p> <p>縮めて頂けるように働きかけていただくと助かります。</p>	個人	国土 交通 省
2	9月11日	10月9日	社会保険労務士 に対する労働審 判の代理権付与	<p>現在特定社会保険労務士には社会保険労務士法第2条において、個別労働紛争解決代理(あっせん等の代理)業務がみとめられている。</p> <p>しかし、あっせんが不調になった後の業務として、労働審判の代理ができないことから、紛争解決に時間がかかる、業務を改めて弁護士に依頼するなど、依頼者にとってコスト、時間のうえで非常に不便な状態になっている。</p> <p>特定社会保険労務士は個別労働紛争解決代理試験に合格し、一定の個別労働紛争事件の事件解決に向けた業務の知識及び能力を有しているものと考えるので、是非とも、労働審判における代理権を付与されるべきと確信します。</p>	個人	厚生 労働 省